

七 次条において運用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 (略)

(準用)

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について運用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第五章 認知症対応型共同生活介護

(従業者の員数)

第九十条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認

七 次条において運用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 (略)

(準用)

第八十八条 第九条から第十三条まで、第二十条、第二十二條、第二十七条、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について運用する。この場合において、第九条第二項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、第五十五条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第五章 認知症対応型共同生活介護

(従業者の員数)

第九十条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認

知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第九十三条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、前三項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いておるとき又は第七十一条に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いておると

知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第六十九条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第九十三条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第四項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の介護従業者のうち一以上の者は、常勤でなければならない。

4 第一項の夜間及び深夜の時間帯において夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者は、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第六十三条に定める指定小規模多機能型居宅介護従業者を置いておるときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

きは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

5 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に
関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護
計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職
務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利
用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の
職務に従事することができるものとする。

6 | 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修
了している者でなければならない。

7 | 第五項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員
をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多
機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援
専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活
介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて
、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができ
るものとする。

8 | 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成
担当者の業務を監督するものとする。

9 | 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホーム
の生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症で
ある者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有する
と認められる者をもって充てることができるものとする。

10 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対
応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症
対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活
介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場
合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第
一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすこと

6 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに
、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に
関し知識及び経験を有する者であつて認知症対応型共同生活介護
計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職
務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利
用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の
職務に従事することができるものとする。

7 | 前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修
了している者でなければならない。

8 | 第六項の計画作成担当者のうち一以上の者は、介護支援専門員
をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多
機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることによ
り当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期
待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないと
きは、これを置かないことができるものとする。

9 | 前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成
担当者の業務を監督するものとする。

10 | 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホーム
の生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症で
ある者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有する
と認められる者をもって充てることができるものとする。

11 | 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対
応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症
対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活
介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場
合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第
一項から第十項までに規定する人員に関する基準を満たすこと

をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ
とができる。

(管理者)

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住
居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな
らない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該
共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事
業所、施設等、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は
指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものと
する。

をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこ
とができる。

(管理者)

第九十一条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住
居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければな
らない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該
共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事
業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業
所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第七十条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備
、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(記録の整備)

第七十条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備
、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定
認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録
を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定
認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録
を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

四 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への
通知に係る記録

四 次条において準用する第二十七条に規定する市町村への通知
に係る記録

五 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情
の内容等の記録

五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する苦情の内
容等の記録

六 次条において準用する第三条の三十八第二項に規定する事故
の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 次条において準用する第三十八条第二項に規定する事故の状
況及び事故に際して採った処置についての記録

七 (略)

七 (略)

(準用)

(準用)

第八十条 第三條の七、第三條の八、第三條の十、第三條の十一、

第八十条 第九條、第十條、第十二條、第十三條、第二十二條、第

第三條の二十、第三條の二十六、第三條の三十二から第三條の三十四まで、第三條の三十六、第三條の三十八、第三條の三十九、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條第一項から第四項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三條の七第一項中「第三條の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三條の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十條中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二條の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五條第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする

第六章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百十條 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用

二十七條、第三十三條から第三十五條まで、第三十七條から第三十九條まで、第五十三條、第五十八條、第八十條、第八十二條の二、第八十四條及び第八十五條の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條に規定する運営規程」とあるのは「第百二條に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第三十三條中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第五十三條第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、第八十條中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第八十二條の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第八十五條第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第六章 地域密着型特定施設入居者生活介護

(従業者の員数)

第百十條 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 生活相談員 一以上
- 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
- イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用

- ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。
- ハ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- 三 機能訓練指導員 一以上
- 四 計画作成担当者 一以上

2.8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第六十三條に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第百七十一條に定める指定複合型サービス事業所の人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一條 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての

- ロ 看護職員の数は、常勤換算方法で、一以上とすること。
- ハ 常に一以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- 三 機能訓練指導員 一以上
- 四 計画作成担当者 一以上

2.8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第六十三條に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第百十一條 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての